

小金井市ふるさと納税協賛事業者募集要領

令和8年6月1日改訂版

1 目的

ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税促進と「小金井市」の魅力や地元特産品のPR、販売促進及び地元経済の活性化などの相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた市外の方へ進呈するお礼品の提供に協力していただける事業者を募集します。

2 掲載先

本要領における本市ふるさと納税ポータルサイトは次に掲げるサイトである。また、これらを総称し、以下「小金井市ふるさと納税ポータルサイト」という。

- (1) さとふる
- (2) Yahoo!ふるさと納税
- (3) JRE MALLふるさと納税

3 応募の要件

下記の要件にすべて適合すること。

ただし、下記の要件に適合しても、本市が協賛事業者として適当でないと認めた場合は、参加できないことがあります。

- (1) 申込時に市税等の滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、暴力団（小金井市暴力団排除条例（平成24年条例第47号）第2条第1号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団関係者をいう。）でないこと。
- (3) 各種法令に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (4) お礼品の受発注に必要な、インターネット及び電子メール等の環境を有していること。

4 募集するお礼品

(1) 要件

本市がふるさと納税に係る事務を委託する事業者からの依頼後、速やかにお礼品を準備でき、総務省が定める地場産品基準のいずれかに該当すること。

ただし、要件に適合しても、平成29年4月1日付け総務省通知総税市第28号にて、ふるさと納税の趣旨に反するとされたお礼品（金銭類似性の高いもの、資産性の高いもの、高額なもの）や、本市が寄附金のお礼品として適当でないと認めた場合は、選定されないことがあります。

(2) お礼品の価格

お礼品の価格は、お礼品の調達価格（市販品についてはその流通価格）、梱包代、梱包作業費の合計額に消費税を加えた金額とします。

(3) 寄附金額の設定

お礼品は、1万円以上の寄附に対しお返しします。

寄附金額は1万円以上1千円単位で、返礼率（寄附金額に対するお礼品の価格の割合）が3割以下となるように設定します。

5 協賛事業者のメリット

- (1) 「小金井市ふるさと納税ポータルサイト」にお礼品の画像・お礼品名・事業者名などが掲載されます。
- (2) 本市が作成するふるさと納税の広報等にお礼品及び事業者名を掲載します。
- (3) お礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。

6 お礼品発送の流れ

- (1) 寄附者から本市への寄附、お礼品の指定
- (2) 協賛事業者へお礼品発送の依頼
- (3) 寄附者へお礼品の発送
- (4) お礼品代金の支払い

7 募集期間

随時募集します。

8 申込方法

下記の書類に必要事項を記入し、添付書類とともに小金井市企画政策課まで提出してください。

なお、小金井市ふるさと納税業務において、(1)添付書類ア～ウ及び(2)誓約書を提出したことがある場合は、添付を省略することができます。

(1) 小金井市ふるさと納税協賛参加申込書（様式第1号）

（添付書類）

ア 事業者概要（既存の会社概要、パンフレット等）

イ お礼品の概要が分かるもの（画像、チラシ等）

ウ 市税等の滞納がないことを証する書類（納税証明書等）

※市内事業者の場合、納税状況等の確認を市長に委任することができ、委任した場合、ウの添付は不要です。

(2) 誓約書（様式第2号）

9 申込後の手続き

市が申込書を受理した後、別途御案内する手続きに従い、「小金井市ふるさと納税ポータルサイト」への掲載手続きを進めていただきます。

市は、3に定める応募要件及び4に定めるお礼品基準について精査し、小金井市ふるさと納税協賛事業者登録内容通知書（様式第3号）又は小金井市ふるさと納税協賛事業者登録不可通知書（様式第4号）を交付します。

10 個人情報の保護

協賛事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、小金井市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

11 その他留意事項

(1) 積極的に本市のPR等を行い、シティセールス活動に努めていただきます。

(2) 協賛事業者はあらかじめ申込みしたお礼品の変更・辞退をする場合や、お礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに本市へ報告するものとします。

(3) 協賛事業者は、お礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について本市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切責任を負いません。

- (4) 登録された後、事業者より申し出がない限りは、原則として次年度以降も登録が継続するものとします。
- (5) 本市は、登録された事業者が本要領3及び4に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。
- (6) 本市は、申込内容に虚偽があった場合もしくは本市に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消します。
- (7) 本市では、本要領における「小金井市ふるさと納税ポータルサイト」以外に、株式会社三越伊勢丹の運営するポータルサイト「三越伊勢丹ふるさと納税」を運用していますが、本要領で募集するお礼品の掲載先は「小金井市ふるさと納税ポータルサイト」のみとなります。

1.2 申込み・問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市企画財政部企画政策課 ふるさと納税担当

TEL：042-387-9800 FAX：042-387-1224

e-mail：s010199@koganei-shi.jp